

社会福祉法人高知慈善協会 一般事業主行動計画

自らの意思によって職業生活を営む女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍するため、また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条、及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条の規定に基づき、事業主として、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 11 年 12 月 31 日

2 計画内容

(1) 女性活躍のための目標

管理職に占める女性職員の割合を 70%以上にする。

※管理職に占める女性の割合 令和 7 年 4 月 1 日現在 66.7%（9 名中 6 名）

(2) 次世代育成のための目標

出産や子育てによる退職者についての再雇用制度を創設する。

令和 8 年 4 月～ 人事考課制度の試行

令和 9 年 4 月～ 人事考課制度の実施

令和 10 年 9 月～ 再雇用制度の検討

令和 11 年 9 月～ 再雇用制度の創設（予定）

人事考課制度の構築・実施（目標の設定、評価、フィードバック）を通じて、管理職の資質を有する職員の責任意識を喚起するとともに、マネジメントスキルの向上を支援し、管理職の育成・登用に努める。

また、透明性・納得性のある人事考課制度を構築することにより、職員の評価を事業主及び職員双方で確認し、出産・子育てにより離職した場合であっても、働ける環境が整ったときは、再びこの法人で活躍していただけるよう、円滑な復帰を容易にするための再雇用制度を創設する。

(3) 法定数値目標（次世代育成支援対策推進法関係）

育児休業等の取得状況	計画期間における男性の平均育児休業取得率を 30%以上とする。
労働時間の状況	時間外勤務労働を、全職員平均で月 3 時間以内とする。

令和 8 年度、令和 9 年度に職員の大量採用を実施することにより、職員の労働環境を守るとともに、安んじて育児休業を取得できる職場風土を醸成していく。